第39回 年金積立金管理運用独立行政法人契約監視委員会議事概要

1. 日時及び場所

2024年6月10日(月曜日)10:40~12:20年金積立金管理運用独立行政法人会議室

2. 審議等事項

- (1) 審議事項
 - ①2023年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価(案)

【契約監視委員会設置要綱第4条第2号に基づく審議案件】

- ②2024年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画(案) 【契約監視委員会設置要綱第4条第1号に基づく審議案件】
- ③一者応札・応募となった案件の改善策について 【契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】
- ④2023年度下半期における新たな随意契約 【契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】
- (2)報告事項

契約審査会進捗状況

3. 契約監視委員(敬称略)

(2024年6月10日現在)

白鴎大学特任教授 · 公認会計士 (*)

新井 佐恵子

企業年金連合会 東京地方協議会 事務局長

守屋 潔

前コンプライアンス・オフィサー(*)

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

板場 建

監査委員

尾﨑 道明

監査委員

小宮山 榮

(*) は外部有識者(以下「外部委員」という。)

4. 議事概要

(1)審議事項①~④及び(2)報告事項について法人より説明を行い、質疑を行った。また、(1)②2024年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画(案)、(1)③一者応札・応募となった案件の改善策について及び(2)報告事項については、契約監視委員からの発言等はなかった。

審議等の結果は以下のとおりとなった。

審議等事項	審議等の結果
(1) ①	法人から、「2023 年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計
	画の実施状況に係る自己評価(案)」について説明があり、一部契約監
	視委員の意見に対して次回契約監視委員会(来年2月予定)で報告する
	こととした上で、了承された。
(1) ②	法人から、「2024 年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計
	画 (案)」について説明があり、了承された。
(1) ③	法人から、2023 年度下期に調達を実施した、「一者応札・応募となった

	案件の改善策」について説明があり、競争性確保のための改善方策が
	妥当であることが了承された。
	法人から、「2023年度下半期における新たな随意契約」について、会計
(1) 4	規程第 32 条第1項各号との整合性が図られているとの説明があり、了
	承された。
(2)	契約監視委員からの発言等はなかった。

主な質疑及び意見は以下のとおり。

【審議事項① 契約監視委員会設置要綱第4条第2号に基づく審議案件】

審議内容	2023年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自
	己評価(案)

審議の結果・契約監視委員からの意見等

法人から、「2023 年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る 自己評価(案)」について説明があり、一部契約監視委員の意見に対して次回契約監視委員会 (来年2月予定)で報告することとした上で、了承された。

契約監視委員からの意見・質問

全ての項目で計画が達成されていると書いてあるが、少なくとも調達に関するガバナンスの徹底の(1)の最後の項目、「運用受託機関等との契約については、投資委員会において審議及び議決を行うとともに経営委員会による適切な監督を受ける」及び(2)中の、「不祥事の発生の未然防止に取り組む」については達成されていないのではないか。

昨年12月の内部通報で発覚した事案(インハウスの取引先の選定について、投資委員会の審議及び議決を経ることなく、担当理事以下の独断によって特定の2社(うち1社の役員は理事の知り合いであった)に長期にわたって取引を独占させるという、内部規程に違反し、選定の公平性、透明性について、重大な疑問を抱かせるような行為が行われていた)については、3月に調査が完結し、事実関係が明らかになったが、法令に違反していないという理由で全く何の処分も行われていない。

本来処分とは、「法令等」に違反する場合を含むもので、内部規程やこのような一種のルール的な計画に違反する場合も処分があってしかるべきだが、処分がなされずに、むしろ処分しないという決定が行われている。

法人からの説明、回答

ただいま委員からご指摘があった事案(インハウスの債券取引)については、内部通報があり、所定の法人内の手続に従い、しかるべき関係者に報告等が行われ、処理としては終了しているところ。

現在、理事長の指示の下に、法人内にプロジェクトチームを立ち上げ、より透明度の高い手続をするようマニュアル類の整備をし、しかるべく経営委員にも報告をするという段取りで作業を進めている。

ご指摘のインハウスの債券取引については、執行部としては、法令違反、または規程 類の違反はなかったという認識である。

全体として、法人内のガバナンスをしっかりしていかなくてはいけないということは確かだが、ここでいう「調達」の定義については、インハウスの債券取引は、資産管理会社と証券会社との間で行われており、発注者であるGPIFと証券会社との間では、契約関係があるわけではないので、インハウスの債券取引における証券会社の選択自体は、予算を背景にその執行を行う「調達」には該当しないという認識で執行部は事務を行ってきた。

いずれにしても、インハウスの債券取引の

こういった点から、この調達等合理化計画 のうち、少なくとも上記の事項については、 計画は達成されていないので、そのことを明 記する必要がある。

また、この関係については契約監視委員会で審議していないので、いずれにしても、この点に関する詳細な報告と是正策について、次回の契約監視委員会で報告を受ける必要があると考える。

運用において、選択する証券会社を、透明性 の高い方法で選択していくことは重要なの で、あらかじめ選定された証券会社の適格性 などについては従来から投資委員会に報告し ていたが、今回のこの事案を受けて、実際の 取引において、どの証券会社を選択するかと いうことについて、マニュアルの整備を進め ている。

委員の問題意識自体は執行部として重く受け止めさせていただくが、調達として、予算を念頭に置いている契約関係については、資料どおり努力してきたということである。

先程示したとおり、当該計画には「運用受 託機関等との契約については投資委員会にお いて審議及び議決を行うとともに、経営委員 会による適切な監督を受ける」という項目が あり、これは評価指標になっている。このた め、インハウスの債券取引における証券会社 の選択は、この調達等合理化計画の範囲外で あるという議論は全く成り立たないと考え る。

また、法令等に違反しないという認識についても、当該事案はこの計画にも反しており、業務方法書にも「適切な基準を定め、これに基づき選定を行う」と書いてあり、投資委員会の任務を定める規定にも、取引先の選定の公正性に関する事柄について、投資委員会が審議、議決するということが明記されている。

したがって、これが法令等違反にもならない、こういうことが許されるとすれば、組織の腐敗につながるわけで、これは厳格に対応する必要がある。

執行部の見解は異なるが、執行部の見解自体が批判されるに値するものであると考える。今回の事案をめぐって腐敗行為があったとの証拠はないが、このような見解は腐敗に道を開くものである。

先程の質疑から、執行部の意見と契約監視 委員(全員かどうか分からないが)の価値基 準、価値判断がかなり異なるのではないかと いう印象を受けた。

執行部からは処理としては終わっていると

前段の部分については、執行部と委員との間で解釈が分かれる案件である。

これまで議論が尽くされた結果、今の状況 になっており、法人トータルでは、手順、手 続に従って処理は適切に行われている。 いう説明があったが、もし執行部側で、法令違反がなく特に問題がないという認識の事案であったとしても、契約監視委員会としては当委員会において報告することが義務であり、この事案の処理としてはまだ終わっていないのではないかと解釈しているので、次回の契約監視委員会で詳細なご説明をいただきたい。

また、「調達に関するガバナンスの徹底」の(2)にある公正取引委員会による研修会について、受講が必須となる者の範囲を明確にしていない理由は何か。また研修受講の有無を100%把握していない理由を説明してほしい。

一方、現在、マニュアルの整備などをプロジェクトチームで進めているので、その結果についてはまた報告させていただく。

この資料の中に本事案が入っていないの は、そもそも調達案件として理解されていな かったことによる。

研修の参加については、前年度との比較では、昨年度は任意、今年度は必須としており、改善できていると考えている。

調達に関わる経理部職員は全員必須で参加 しているが、他部署については、参加対象範 囲を明確化するなどし、次年度に向けて改善 していきたい。

また、研修受講の有無については、受講割合の把握まで含め、次年度に向けて改善していきたい。

内部通報で発覚した本事案については、契約監視委員会として、きちんと説明を聞いて、調査の結果、判明した事実を契約監視委員で共有し、執行部の対応策を検討する必要があると思うので、そういう方向で議事をまとめていただきたい。

本事案は内部通報に端を発しているので、 内容については慎重を期す必要があるが、次 回の契約監視委員会において対応策等につい て執行部から報告を受けることとする。

【審議事項② 契約監視委員会設置要綱第4条第1号に基づく審議案件】

審議内容 │2024年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画(案)

審議の結果・契約監視委員からの意見等

法人から、「2024年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画 (案)」について説明があり、了承された。

契約監視委員からの発言等はなかった。

【報告事項 契約審査会審議案件進捗状況】

報告内容 契約審査会における審議案件の契約締結状況等についての報告

契約監視委員からの発言等はなかった。

【審議事項③ 契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】

審議内容 |一者応札・応募となった案件の改善策について

審議の結果・契約監視委員からの意見等

法人から、2023年度下期に調達を実施した、「一者応札・応募となった案件の改善策」について説明があり、競争性確保のための改善方策が妥当であることが了承された。

【審議事項④ 契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】

審議内容 2023年度下半期における新たな随意契約

法人から、「2023年度下半期における新たな随意契約」について、会計規程第32条第1項各 号との整合性が図られているとの説明があり、了承された。

契約監視委員からの意見・質問

ネットワークの指標やインハウスの運用に 関わる様々なデータに関する随意契約は、代 替性がないものがほとんどだと思うので、それを毎年更新すべきなのか、あるいは複数年 契約にして、調達業務の効率化やコストダウンを図ることができるのであれば、業者によっては複数年契約のほうが安定的な稼働をしていただけるのではないかと思うので、検討していただきたい。

特に項番35 ^(※1)、36 ^(※2) に絡んだシステムの更改に関わる契約について、システムの延長に関してのコントロールは誰が行い、当該延長に関わる契約は、どのタイミングで契約審査会に諮るのか。

システム自体の延伸については、きちんと コントロールをする部署があるという解釈で よいか。日本の企業の場合、ベンダーに言わ れるままに延伸するというケースが多発して いるので、契約の妥当性を判断するためにお 聞きした。

項番35 (*1) と36 (*2) の契約について、全体の流れとして統合ネットワークシステムが延長になったために契約延長となった旨説明を受けたが、項番35と36で、延長期間がずれている理由は何か。

法人からの説明、回答

ご指摘のとおりベンチマークや指数のデータ関係については、代替性がないものばかりである。実情から言うと1年更新のものがほとんどで、複数年契約のものはあまりない状態である。契約によっては複数年契約によりコストダウンを図ることができる可能性もあるので、今後検討を行いたい。

システムに関する調達について、共通業務 基盤や投資判断プラットフォームに関連する 大きな調達に関しては、現在シニアITアドバ イザーチームで一元管理をしている。各業務 に関連する個別の外部ツール等に関しては、 適宜調整をしながら実施しているが、各原課 のほうで管理をしているのが現状である。

大本の計画、マスタースケジュール及び大きな枠組みについては、シニアITアドバイザーチームが大枠管理している。個々の調達案件については、調達時期になると、各々のタイミングで契約審査会で審議される。

契約の観点からは、当然経理部調達課がその部分を確認している。次期の法人システムについては、当時システムの在り方全体を見据え、将来像を含めて抜本的に見直しを行っているので、この部分については、シニアITアドバイザーチームを中心にシステム関係をコントロールしている。

まず項番35 (※1) は、会計・開示用データということで、業務概況書、決算作業等をこちらの内部ネットワークにおいて実施しており、稼働延長期間もそのデータを統合ネットワークシステム側で作業する必要があるため、6月まで延長している。

一方項番36 (**2) は、外部で提供されるサービスを一括して、外部ツールネットワークと

いう形で集約したネットワークで管理しており、こちらについては共通業務基盤が4月から稼働するので、先ほどご説明した会計・開示用のデータの利用とは若干異なっており、接続の変更等という形で対応可能なため、3月までの延長ということで3ヶ月ずれている。

- (※1)投資判断用データサービス業務の継続利用
- (※2) 資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスの継続利用

以上

お問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人 監査委員会事務室 電話 03-3502-2494